

## 日本クラブバスケットボール連盟加盟登録規則

平成 12 年 3 月 18 日一部改正

平成 17 年 3 月 12 日一部改正

平成 18 年 3 月 20 日補足追加

1. この規則は競技の公正な運営、競技力の向上、競技者数、チーム数の把握を目的とする。
2. 加盟登録とは 1 チームが連盟に登録されることをいう。
3. バスケットボール競技を行うチーム及び競技者はこの規則にもとづき、日本クラブバスケットボール連盟(以下「日本連盟」とする)に加盟登録しなければならない。
4. 日本連盟に加盟登録したチームは(財)日本バスケットボール協会にも加盟登録しなければならない。追加登録、変更の場合もこれに準ずる。
5. (財)日本バスケットボール協会が定める他連盟等に加盟しているチーム及び競技者は加盟登録できない。
6. 加盟チームの競技者は同一年内に他チームへの移籍は認めない。又、他連盟からのチーム及び競技者の移籍も認めない。
7. 都道府県連盟は毎競技年度 5 月末日までに都道府県連盟所属の全チームをまとめ、加盟登録の手続きを完了しなければならない。
8. 都道府県連盟は所属チームに日本連盟制定の登録届出書三部を提出させこれを審査、認証の上、必要事項を記入するとともに、登録届出書の一部(日本連盟用)を期限までに日本連盟に送付する。登録届出書の一部(ブロック連盟用)をブロック連盟に送付し、一部(都道府県連盟用)を都道府県連盟が保管し、チームにはコピーを送付する。
9. 期日以降新しく結成されたチームは、都道府県連盟が審査、認証の上、日本連盟に加盟登録することができる。
10. 競技者の追加登録、変更事項については、チームは登録届出済用紙(コピー)に赤色を使用して所用事項を記入し、都道府県連盟に提出する。都道府県連盟は審査、認証の上、ブロック連盟及び日本連盟に追加登録、変更することができる。
11. 追加登録、変更については、日本連盟承認後、競技会に出場することができる。但し、新規追加登録は各ブロック予選会前まで認める。以後については認めない。エントリー変更は大会要項に準ずる。
12. 加盟登録されたチーム及び競技者の抹消については、都道府県連盟はすみやかにブロック連盟

及び日本連盟に提出する。

13. この規則に違反した加盟チーム及び競技者が生じた場合は都道府県連盟の届け出にもとづいて日本連盟常任理事会で審議し、処罰することがある。
14. この規定に定めていない事項または疑義、紛争が生じた時は、日本連盟常任理事会が処理する。

【補足説明等】

公認コーチ (JABBA 公認、日体協公認) 制度は平成 17 年度より実施する。

(ブロック予選および全国大会で実施)

前年度外国のチームに登録されていた選手を日本連盟に新たに登録する場合には、当該選手の登録相手国の協会が発行する競技許可書 (レターオブクリアランス) が必要となる。

平成 17 年度の登録より、登録時に当該選手の競技許可書のコピーを添付すること。

平成 17 年度より、ユニフォームにスポンサーロゴマーク等を付ける場合には、競技規則の範囲で認める。(会場によってはロゴマークの付いたユニフォームに制限あり)

平成 18 年度より、高校生 (全日制・定時制・通信制・高専) については、日本バスケットボール協会に登録していない場合に限り登録を認める。

但し、18 才以下の登録選手は本人及び保護者の**同意書**を登録用紙に添付すること。

また、成人の管理責任者を明確にし、監督、コーチに必ず公認コーチの成人が入ることを条件とし人数の制限はしない。同意書は3部コピーし、原本をチームが保管し、都道府県連盟、ブロック連盟、日本連盟へ郵送する。